

第1章

教育振興基本計画の基本的事項

第1章 教育振興基本計画の基本的事項

1. 策定の背景

平成18年12月に施行された、改正教育基本法第17条において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は基本的な計画を策定することとなりました。

また、地方公共団体は、国の計画を参酌し、基本的な計画の策定に努めることとされました。

平成20年7月1日に閣議決定された、国の教育振興基本計画では、「今後10年間を通じて目指すべき姿」として、「義務教育終了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」こと、「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」の2点を挙げています。

次に、「今後5年間に総合的かつ基本的に取り組むべき施策」では、3つの基本的な考え方が示され、取組全体を通じて重視する考え方として、「横の連携：教育に対する社会全体の連携の強化」、「縦の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現」、そして「国・地方それぞれの役割の明確化」が示されました。

基本的方向1では、「社会全体で教育の向上に取り組む」として、学校園・家庭・地域など身近な場所で、子育て等の支援や学習の機会が得られることを掲げています。

基本的方向2では、「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」など、確かな学力を身に付け、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育成することが示されています。

基本的方向3では、大学教育に関すること、基本的方向4では、「子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する」ことが求められています。

さらに、今後5年間に総合的かつ基本的に取り組むべき施策の中で、「特に重点的に取り組むべき事項」として、大学教育以外では、次の項目を挙げています。

- ① 確かな学力の保証
- ② 豊かな心と健やかな体の育成
- ③ 教員が子ども一人ひとりに向き合う環境づくり
- ④ 手厚い支援が必要な子どもの教育の推進
- ⑤ 地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり
- ⑥ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進
- ⑦ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

以上の第1期教育基本計画（平成20年～24年度）を踏まえ、第2期教育振興基本計画（平成25年～29年度）が平成25年6月策定され、次の4つの基本的方向性が示されました。

1 「社会を生き抜く力」の養成 ※大学に関する事項は省略

生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）、自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）、社会的・職業的自立に向けた力の育成

2 「未来への飛躍を実現する人材」の養成

新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

3 「学びのセーフティネット」の構築

意欲ある全ての者への学習機会の確保、安全・安心な教育研究環境の確保

4 「絆づくりと活力あるコミュニティ」の形成

互助・共助による活力あるコミュニティの形成

また、兵庫県は第2期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」（平成26年～30年度）を平成26年3月策定し、次の4つの基本方針を示しました。

1 自立して未来に挑戦する態度の育成

自らの生き方を考える中で学びの意義を認識し、生涯学び続ける姿勢を身に付けることが重要。その上で学びの原動力や推進力となる夢や目標を持つこと、それを実現しようとする意欲・態度、様々な困難に直面しても状況を主体的かつ的確に判断し行動する力を身に付けることが不可欠。

2 「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちの個性や能力、可能性を最大限に伸ばすよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「生きる力」をバランスよく育成するとともに、幼児教育から高等教育までの発達の段階に応じた学びを充実することが必要。

3 子どもたちの学びを支える仕組みの確立

学校、家庭、地域は、それぞれが子どもたちの成長にかかわる当事者として、互いに連携・協力して教育に取り組むことが必要。また、教育行政は、その効果的かつ円滑な実施が図られるよう総合的な施策を推進することが必要。

4 すべての県民が学ぶ生涯学習社会の形成

県民一人ひとりがその生涯を通じて、生きがいを持って、社会教育・生涯学習の場で様々な学びの機会を得ることや、社会の一員として必要な学びに取り組み、自らが生きる地域の課題を協働して解決していくことが必要。

加東市は、平成18年3月20日に旧3町（社町、滝野町、東条町）が合併して誕生し、平成27年で、合併10年目を迎えました。

全ての加東市民が地域に愛着と誇りを持ち「地域の担い手である子どもは地域で育てる」をめざし、学校園・家庭・地域が連携した協力体制により取り組むことが必要であり、人口減少や高齢化社会が到来する中で、社会全体の連携強化（横の連携）や世代間の交流・連携（縦の連携）がより一層重要となっています。

本市においては、平成23年3月、中期的（5年間：平成23年～27年度）な取組の考え方や具体的な施策について「第1期 加東市教育振興基本計画」を策定しました。

そして、学校教育を通じて「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を調和よく育成することや、社会教育における芸術・文化・スポーツ・教養など生涯学習の場を提供することなどに取組み、第1期計画の実施内容を検証し、第2期（平成28年～32年度）の教育振興基本計画を策定するものです。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）により、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置し、地方公共団体の教育の目標や施策の根本的な方針である、教育に関する「大綱」を首長が策定することとなりました。

この大綱は、教育振興基本計画を参酌することで、地方公共団体としての教育行政に関する方向性を明確にするものです。

『教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）』

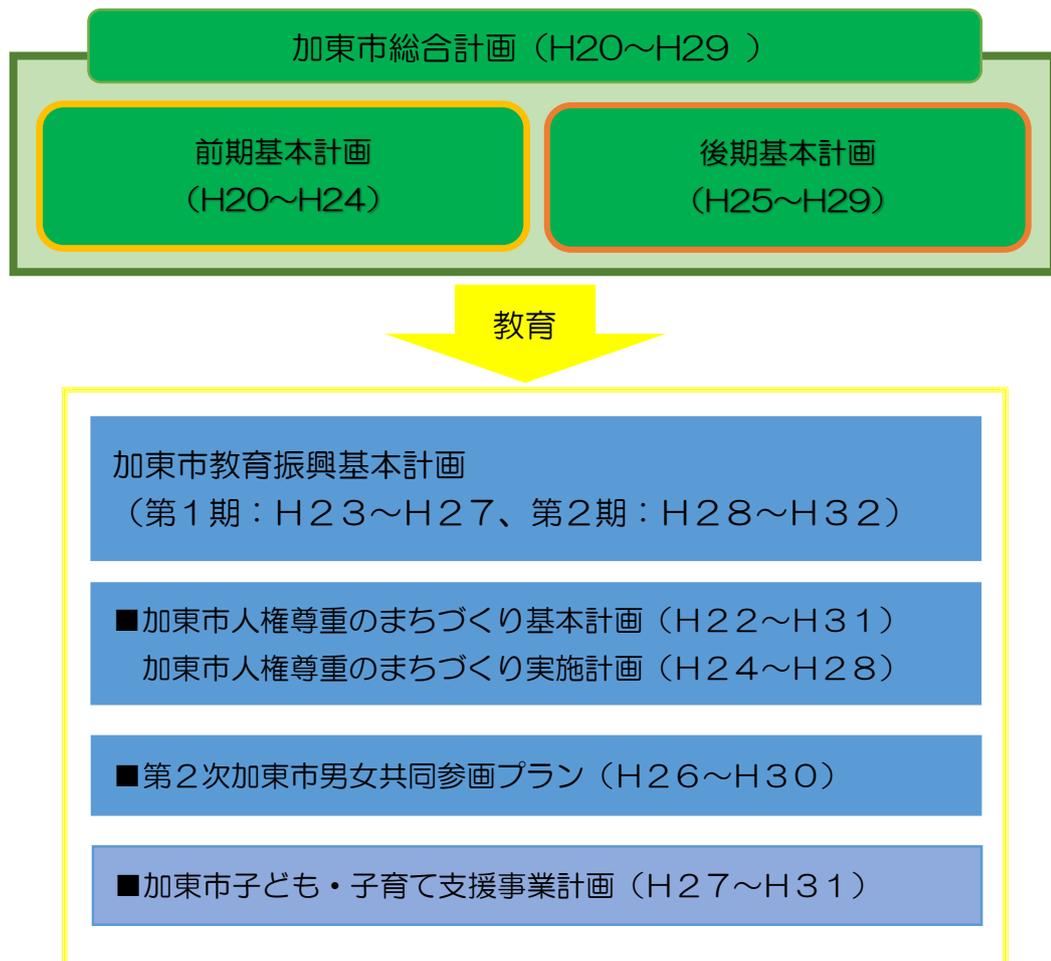
（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 計画の位置づけ

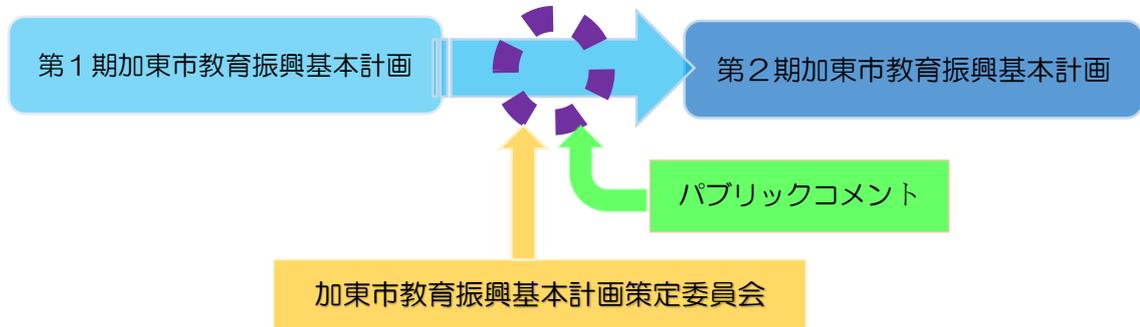
この計画の位置づけは、本市のまちづくりの総合的な指針となる計画である「加東市総合計画」の教育に関する部門別計画とし、学校教育や社会教育など、本市教育のめざすべき方向と、その実現に必要な施策を示すものです。



3. 策定体制

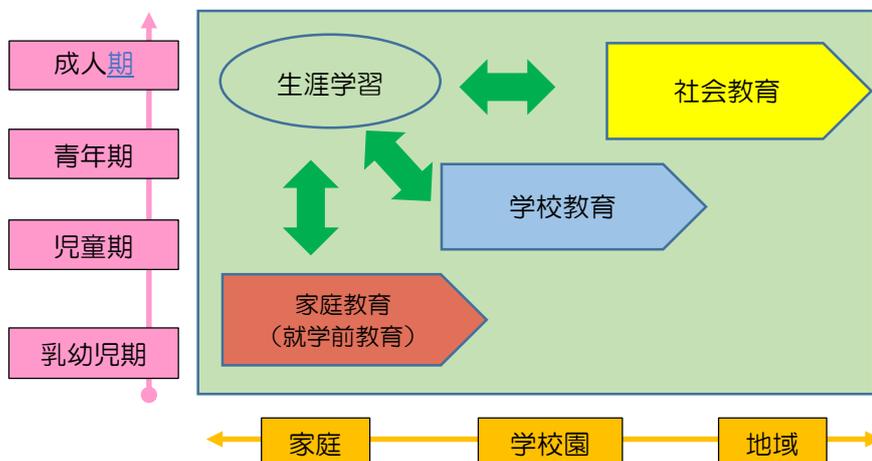
策定に当たっては、学識経験者及び教育関係者並びに各種団体代表や公募による委員などで構成する「加東市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、広く検討を重ねました。

また、パブリックコメントを通じて広く市民の意見を反映させました。



4. 計画の対象

学びは、幼年期から生涯続くべきものであり、家庭・学校園・地域がしっかりと連携・補完しながら進められることが重要であるとの認識のもと、就学前教育、小中学校における学校教育と、家庭や地域における社会教育を対象とします。



5. 計画の期間

この計画の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

	H18年度 ~	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
加東市総合計画 (基本構想)	基本構想 (H20~29年度)										
加東市総合計画 (基本計画)	前期 (H20~24年度)			後期 (H25~29年度)							
加東市教育振興 基本計画	第1期 H23~27年度						第2期 H28~32年度				
加東市人権尊重のまち づくり基本計画	H22~31年度										
加東市人権尊重のまち づくり実施計画	H24~28年度										
加東市男女共同参画 プラン	第1次 H21~25年度				第2次 H26~30年度						
加東市子ども・子育て 支援事業計画	H27~31年度										
教育基本法(改正)	平成18年12月改正										
教育振興基本計画(国)	第1期:平成20年7月策定				第2期:平成25年6月策定						
教育振興基本計画(県)	第1期:平成21年6月策定				第2期:平成26年3月策定						